

確定申告はマイナンバーカードでe-Tax

尾鷲税務署からのお知らせ

◆自ぎなごからのe-Tax
申告をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内にそって入力・操作することで、所得税や消費税の申告書の作成・送信などができます。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナンバーと連携することで、給与所得や公的年金の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能で、より簡単、便利に手続きできます。

確定申告等作成コーナーの使い方についての困りごとは、e-Tax作成コーナーヘルプデスク（☎0570-015901）にご相談ください。



確定申告等作成コーナー

◆申告会場のお知らせ

尾鷲税務署の確定申告会場は、次の通りです。

会場では基本的に自分でマイナンバーカードを利用したスマホ申告をします。事前にマイナンバーのインストールをお願いします。



国税庁LINE

確定申告会場への入場には、入場整理券が必要で、事前に国税庁LINEでオンライン発行するか、確定申告会場で当日配布されますので、ご提示ください。

※入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

【会場】尾鷲税務署
(尾鷲市末広町1番30号)

【開設期間】
2月17日(月)～3月17日(月)

※土日祝を除く

【相談時間】

午前9時～午後5時
(受付は午後4時まで)

※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

【準備物】スマートフォン、マイナンバーカード、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードが必要で、署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)

・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

電子証明書の期限切れに気を付けてください。また、パスワードを忘れた場合は再設定が必要です。役場税務住民課で手続きしてください。

▼確定申告について不明な点などは、国税相談専用ダイヤル(☎0570-0015901)に電話し、自動音声に従い「0」を選択してください。

70歳以上の方は全ての検診が無料

Information 役場みらい健康課

3月1日～8日は女性の健康週間

乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】3月4日(火)

【検診場所】紀宝町役場(受付:鵜殿体育館)



検診内容	受付時間	定員	料金
◆乳がん(マンモグラフィ検査) *マンモグラフィは40歳以上の方が対象です。 *バスタオルを持参してください。	午後1時30分～3時	37人	40歳～69歳…1,500円
◆子宮頸がん *子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を採取器具で細胞をこすり取って調べます。	午後1時30分～3時	50人	20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円

※町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます(予約が必要です)。
※胃に病気がある方や、過去に胃の手術を受けた方は、集団検診は控え医療機関でご相談ください。
※乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。
※ペースメーカーなどの人工物が入っている方はマンモグラフィ検査はお控えください。
※がん検診無料クーポン券をお持ちの方は、ご利用ください。

70歳以上の方は全ての検診が無料

がん検診無料クーポンをご利用ください!!

令和6年4月1日時点で、20歳の方に子宮頸がん検診、40歳の方に乳がん検診の「がん検診無料クーポン券」を送付しています。この機会にぜひご利用ください。



▶詳しくは、役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。

Information 役場環境衛生課

水道料金が大幅に増えたりしていませんか?

ご家庭で漏水のチェックができます

水道料金が前月より大幅に増えた場合には、漏水している可能性があります。ご家庭でできる簡単な漏水チェック方法がありますので、ぜひ一度お試しください。

【確認方法】

- 1 家の中の蛇口を全て閉めて、水道水が使用されていないのを確認する。
- 2 その状態でご家庭にある水道メーターの円盤(パイロットマーク)のような形をした箇所が動いていれば漏水しています。→正常なら動きません。

もし漏水していたら、町が指定しているお近くの水道工事店に修理を依頼してください。

また、修理後は減額申請を行っていただくことにより、直近の4か月を減額対象期間として、うち漏水量の多い最大3か月分を減額して還付します(個人で修理した場合は減額の対象にはなりません)。

▶詳しくは、役場環境衛生課(☎33-0343)までお問い合わせください。



Information 役場福祉課

医療機関への受診や災害時に

遠隔手話通訳サービスをご利用ください

遠隔手話通訳とは、スマートフォンやタブレットのテレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しに通訳を行い、きこえない方ときこえる方のコミュニケーションを図る仕組みです。

町では、きこえない方の情報保障と手話通訳者への感染症の拡大防止を目的とし、遠隔手話通訳サービスを実施しています。

また、貸し出し用タブレットを用意していますので、お気軽にご利用ください。

※ご自分のスマートフォンなどを使う場合の通信料は利用者が負担します。

【対象者】

聴覚障がいのある方で、紀宝町に在住、または通勤通学している方

【利用日時】

県聴覚障害者支援センターと日程調整を行い、決定します

【申請方法】

申請書兼同意書を役場福祉課窓口へ提出してください

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。